公的年金からの市県民税の特別徴収

65歳以上で、公的年金を受給し、市県民税を納税する義務がある人は、公的年金から市県民税が天引き（特別徴収）されます。納付する1年間の税額は変わりません。

問税務課市民税担当（TEL71・2485 FAX72・2065）

特別徴収の対象者

市県民税を納めている人のうち、次のすべてに該当する人が対象です。

▽4月1日現在で65歳以上の人
▽前年中の公的年金の所得に係る市県民税が課税される人
▽老齢等の基礎年金の受給額が年額18万円以上の人
▽介護保険料が公的年金から特別徴収されている人（障害年金・遺族年金の支払いのみを受けている人は対象になりません。）

なお、この制度は公的年金に係る市県民税を特別徴収するものであり、本人の意思による選択や停止はできない制度となっています。

初年度と2年目以降の徴収方法の違い

初年度（再開含む）の場合は表1のとおり、2年目以降継続の場合は表2のとおりになります。

初年度の場合は、年税額の半分を普通徴収（納付書または口座振替）により、6月、8月に納付し、残額を年金からの特別徴収により10月、12月、2月の3回で納付していただきます。

仮特別徴収税額の算定方法の見直しについて

年間の公的年金からの特別徴収税額の平準化を図るため、仮特別徴収税額（4・6・8月）を、前年度分の公的年金等に係る市県民税の2分の1に相当する額に改正されました。実際に平準化されるのは、平成29年4月以降となります。

●表1　公的年金から市県民税が新たに特別徴収になる人（初年度）

	普通徴収（納付書か口座振替）		特別徴収（年金からの天引き）		
徴収税額（例）年税額12万の場合	6月（第1期）	8月（第2期）	10月	12月	平成29年2月
	3万円	3万円	2万円	2万円	2万円
納税方法	納期ごとに納付書か口座振替で納付（年税額の半分を2回に分けて納付）		前半の残りの額を3回に分けて、公的年金からの特別徴収で納付		

●表2　2年目以降の人

	特別徴収（年金から天引き）					
徴収税額（例）年税額15万の場合	4月	6月	8月	10月	12月	平成29年2月
	2万円	2万円	2万円	3万円	3万円	3万円
納税方法	前年度2月分と同じ額を3回、公的年金からの仮特別徴収で納付			年税額から仮特別徴収分を差し引いた額を3回に分けて公的年金からの特別徴収で納付		

（2年目以降の人）非課税の人も4・6・8月分は特別徴収されます

昨年度、年金から特別徴収されていた人で、平成28年度の市県民税が非課税になった人も2月に徴収された額と同額を4月、6月、8月も引き続き仮特別徴収により納付していただきます。仮特別徴収した4月、6月、8月分は後日還付となりますので、確認後に通知を送付します。

●表3　年税額をいくつかの方法に分けて納めます

項番	主なパターン	徴収方法
1	・公的年金などの所得のみ	・公的年金からの特別徴収のみ
2	・公的年金などの所得 ・給与所得（天引きの場合）	・公的年金からの特別徴収 ・給与から特別徴収 ※注1
3	・公的年金などの所得 ・その他所得（営業・農業・不動産など、または給与所得で天引きしていない場合）	・公的年金からの特別徴収 ・納付書または口座振替による納付
4	・公的年金などの所得 ・その他所得（営業・農業・不動産など） ・給与所得（天引きの場合）	・公的年金からの特別徴収 ・納付書または口座振替による納付 ・給与から特別徴収

※注1　年金からの特別徴収が初年度で、ほかに給与所得（市県民税を給与から天引き）がある人は、年金所得分の市県民税の年税額の2分の1を納付書または口座振替で納付していただくため、徴収方法が3種類となります。

公的年金のほかに農業や不動産などの事業所得がある場合の納付方法

農業や不動産などの事業所得に係る市県民税の納付方法は今までと変わりません。納付書または口座振替による納付をお願いします。（徴収方法は表3を参照）。いくつかの方法に分かれて納めることになりますが、納める総額（年税額）は変わりません。

平成28年度（27年中の所得）の所得証明書の発行

所得証明書の発行を希望される場合は、税務課または各支所地域課窓口で申請してください。

平成28年度の所得証明書は、平成28年1月1日に市内に住所を有し、市県民税の申告等がある場合に発行されます。同居の親族以外の人が申請する場合には委任状が必要です。

●発行開始予定日　6月10日（金）
●交付手数料　1通　300円
●持ち物　本人確認ができるもの（運転免許証など）

問税務課諸税係　TEL71・2484　FAX72・2065

市県民税の納付をお忘れなく

平成28年度分の市県民税の納税通知書を、6月9日（木）に発送する予定です。納税通知書がお手元に届きましたら内容を確認の上、納期限までに納付してください。今回送付する納付書は、金融機関や市役所会計課・各支所の地域課窓口、コンビニエンスストアで納付できます。口座振替をご利用の場合は、納期限までに預金残高の確認をお願いします。

市県民税の納期限

第1期	6月30日（木）
第2期	8月31日（水）
第3期	10月31日（月）
第4期	平成29年1月31日（火）

問税務課市民税担当　TEL71・3111　FAX72・2065

自動車税・軽自動車税は5月31日（火）までに納めましょう

自動車税・軽自動車税の納期限は、5月31日（火）です。納税通知書により、必ず納期限までに納めましょう。

納付いただいた際にお渡しする「納税証明書」は継続検査（車検）を受けるときに必要となりますので、大切に保管しておきましょう。

なお、所有していない車の納税通知書が届いた、身体障がい者等の減免を受けたい等の相談は、以下まで問い合せください。

問自動車税　松本地方事務所税務課 TEL40・1905　FAX47・7820
軽自動車税　税務課諸税係 TEL71・2484　FAX72・2065